

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会

### 令和7年1月 29 日答申分

#### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400170 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2400046 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成5年4月1日から平成6年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成5年4月から平成6年10月までは9万8,000円から18万円、平成6年11月は9万8,000円から16万円とする。

平成5年4月から平成6年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年4月から平成6年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成20年2月1日まで  
請求期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成4年10月の定時決定により記録されていた18万円が、平成5年6月10日付で、平成5年4月1日に遡って9万8,000円に減額され、その後、平成5年10月1日から平成16年4月1日までは、定時決定により9万8,000円、平成16年4月1日から同年9月1日までは、随時改定により32万円、平成16年9月1日から平成20年2月1日までは、定時決定により9万8,000円と記録されていることが確認できる。

2 請求期間のうち、平成5年4月1日から平成6年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、複数の同僚の標準報酬月額は、請求者と同様

に平成5年6月10日付で、平成5年4月1日に遡って9万8,000円に減額されていることが確認できるが、当該同僚から提出された給与明細及び預金通帳によると、平成5年4月から平成6年10月までは、それぞれ減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認でき、厚生年金保険料率が改定された平成6年11月においても、直前の平成6年10月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、請求者は、請求期間のうち、平成5年4月から平成6年11月までは、減額前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料（1万3,050円）を給与から控除されていたと判断できることから、請求者の標準報酬月額については、平成5年4月から平成6年10月までは18万円、厚生年金保険料率改定後の平成6年11月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、元事業主は、請求者に係る届出及び保険料納付について不明と回答しているが、複数の同僚から提出された給与明細において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成5年4月から平成20年1月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成5年4月1日から平成6年12月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成6年12月1日から平成20年2月1日までの期間について、A社は既に解散しており、元事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、元事業主及び複数の同僚が給与計算及び社会保険事務担当者として名前を挙げた元役員からは回答が得られない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細等の資料を所持していない上、課税庁及び給与振込口座があったとする金融機関は、保存期限経過のため請求期間に係る資料はない旨回答している。

さらに、複数の同僚から提出された給与明細からは、平成6年12月1日から平成20年2月1日までの期間に係る請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の平成6年12月1日から平成20年2月1日までの期間における給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成6年12月1日から平成20年2月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたと認めるることはできない。